

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付：令和4年3月29日

2. 認定事業適応事業者の名称
那須電機鉄工株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

政府は2050年までにカーボンニュートラルを実現することを宣言し、当社の最大客先である電力各社もエネルギーの脱炭素化の動きを見せている。当社においても『サステイナブルな成長』を掲げ、今後カーボンニュートラルに向けた動きを加速させていく。

2021年10月より会津碍子(株)と那須電機鉄工(株) 会津工場が統合されたことを受け、会津地区における碍子生産設備の統合・更新を行い、生産の効率化・省エネルギー・CO₂排出量の削減を進める。

また、当社最大の工場である八千代工場においても、溶融亜鉛めっき工場棟を新設し、生産設備を更新することでCO₂排出量を削減し、炭素生産性の向上を図ることを目標とする。

(2) 2022年度より事業適応を開始し、2024年度を目標年度に我が社全体の炭素生産性を12.1%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

③ エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

【21 窯業・土石製品製造業】（会津第1工場、会津第2工場）

計画の対象となる事業は主に配電用の碍子を製造するものであるため

【24 金属製品製造業】（八千代工場）

計画の対象となる事業は主に送電線、通信用鉄塔および鋼構造物を製造するものであるため

(6) 事業適応の具体的内容

会津第1工場・会津第2工場

計画初年度に会津第2工場に碍子焼成用のシャトルキルンを3基、一次乾燥炉を4基、本乾燥炉を4基新設することで既設設備と合わせて碍子の乾燥～焼成の工程を第2工場に集約する。

計画2年目では会津第1工場の既設設備（シャトルキルン、一次乾燥炉、本乾燥炉）より段階的に第2工場に生産を移行し、第1工場のトンネルキルン、一次乾燥炉、本乾燥炉での生産を停止する。併せて人員配置も変更する。

第1工場の既設トンネルキルンは連続式加熱炉のため、炉内の温度を保つ必要があり業量がない時や休日も加熱する必要があるが、シャトルキルンはバッチ式加熱炉のため稼働日や業量に合わせて稼働させることが可能となる。併せて使用燃料をA重油からLPGに変更することでCO₂排出量を削減する。

一次乾燥炉は第2工場側の既設設備と集約することで効率的運用を行い、本乾燥炉は集約による効率化と連続式からバッチ式への変更、軽油からLPGへの燃料変更によりCO₂排出量を削減する。

目標年度では会津第1工場、会津第2工場で集約された工程で生産を行うことでCO₂排出量を削減し、炭素生産性を向上させる。

八千代工場

計画1年目～2年目 溶融亜鉛めっき工場を新設し、既設のめっき工場から生産を移行する。新工場では溶融亜鉛めっき炉より発生するヒュームを吸引する集塵機を、インバータ制御が可能な設備に更新する。風量を70%に制御し、吸い込み口であるフードの形状を変更することで集塵効率を高め既存設備よりCO₂排出量を削減する。

目標年度では新めっき工場で生産に生産を移行することでCO₂排出量を削減し、八千代工場全体の炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年 4月

終了時期 2025年 3月